第一部

「オーストラリアにおける可視化導入以降の取調べ室での取調べ」

司会:指宿 信(成城大学教授)

報告 1: Effective social interviewing techniques in high stakes cases: Interviewers' and detainees' experiences

ジェーン・デラハンティ (チャールズ・スタート大学教授)

司会 それでは第一部、オーストラリアのセッションに移りたいと思います。 これから心理学、法学、それぞれのスピーカーから30分報告をいただき、 日本の実務の意見としてそれぞれのセッションで弁護士の方にコメントをいた だき、若干の質疑応答を会場とかわしたいという風に思います。

皆様、それではデラハンティ先生をお迎えしたいと思います。オーストラリアのチャールズ・スタート大学からお越しくださいました。

デラハンティ ご紹介ありがとうございます。また、皆様のシンポジウムにご 招待いただきありがとうございます。とてもうれしく思っています。この国際 シンポジウムに参加でき、とてもうれしいですし、またこの機会を賜りました ことを感謝したいと思います。

今日お話ししたいのは、私がこの1年間で行いましたある一つの調査のお話です。この調査でありますが、様々な法管轄、国において、録画を使っているところと録画を使っていないところがあるんです。そういった諸国を対象にしたもので、何がうまくいくのか、どのようなやり方が取り調べでうまくいかないのか、特に重要事件、特にテロの事件なんですが、何が取り調べでうまくいかないのか、うまくいくのかということで、ここでプラクティショナーと言っているのは、取調官です。それから被疑者の方がディテイニー(Detainees:未決勾留者)でありまして、その起訴されているか、起訴されていないかに関わらず被疑者としています。最近、この実践の在り方が改新されています。というのは、多国間で大きな国の枠を超えて警察が協力しなくてはいけない、特に国際的なテロといった事件では国を超えた協力が必要で、何がベスト・プラクティスなのかということをお互いに勉強する必要が出てきました。このような背景にこの調査を行いました。色んな諸国で取り調べ技法として何が上手く行っていて、何が上手く行かないのかという話です。さらに警察というという観点から、どのようなやり方や手法が信頼のある供述を得る上で、またどれだ

け早く供述を得るのかという上で有効なのか調べました。私の調査では4つの 技法を見ています。物理的な手法、例えば、環境、場合によっては拷問。2つ 目は法的な側面、これについては後程例を示します。3つ目は認知的、つまり 被疑者の考え方にフォーカスする、それから4つ目はソーシャル、社会的対人 的な技法です。取調官と被疑者の間の対人関係を重視するもの、背景にあるの はモストンらが行った、また作ったインタラクションプロセスモデルという理 論に基づいています。これは大変興味深いです。これまでの研究ではいわゆる 取調官の観点から行われており、被疑者の観点が抜けています。インタラクショ ンプロセスモデルが大変魅力的なのは、これがダイナミックな状況であって、 2 者間の関係を考えなければいけない。両者の立場や関係を示唆として考えな ければいけないということを重視しています。この調査には様々な国が入って います。もちろん私が望んだ全ての諸国の参加を得ることはありませんでした が、5つの国が参加した調査です。どの場合におきましても、取調官、それか ら被疑者に対して、一つ具体的な取り調べを思い出してください。全般的に何 が起こったか、あるいは全般的にどういう技法だと思ったかということではな くて、彼らの記憶の中で、特に一つの具体例を思い出してくださいと尋ねまし た。よって私の調査というのは非実験的な調査ということになります。こういっ た方々に対しての後ろ向きのインタビューでありまして、データの分析にもい くつかの特徴や制限があります。どのような相関関係、どのような技法で、相 手からどのような応答が返ってくるかという相関関係を見ています。直接の因 果関係を見るような実験的な調査ではありません。どういったことをたずねた かということですが、どのような技法が被疑者から協力を引き出すために役 立ったか。もちろん偽の情報ではなくて、意味のある、捜査にとって意味のあ る情報が引き出せたかという質問です。

まず、インタラクションという相互のやり取りを考えるということです。実際、いくつかの取り調べの会話記録に目を通しました。テロリストに対しての取り調べの書き起こしです。韓国のヨン先生に分析をしていただきました。この方は言語学者で、様々な質疑のペアを言語分析しています。研究者にとりましては、なかなかその公式な供述調書の書き起こしだとか、ビデオテープの書き起こしを得るのは難しいんです。これはたまたまオーストラリアの連邦警察

庁のインタビューで漏れてしまったんですね。弁護人の側から漏れてしまった ものに対しての言語分析でした。興味深い言語分析でした。そこで示されてい るのは、これは録音されていた、また適切な、法的な注意を被疑者に対して説 明をし、強圧がないようにとしていたんですが、しかしながらインタラクショ ンの中では両者の力関係の差というのが明確に出ていました。例えば警察官と いうのは、支配的優位性というのを上手く使っていました。例えば自分の仲間 に対する呼びかけ方と、被疑者に対する呼びかけ方は違うんです。常に被疑者 に対してはファーストネームで呼びかけ、他の仲間についてはフルネームであ るいは、きちんと肩書きも付けて呼んでいました。これは被疑者との間の権力 の差を見せつけたものです。さらにまた、警察官はお互いの言葉を遮ることを しなかったけれども、その被疑者が語り始めた時には時々遮って、自分の方が 優位な立場にあると言うことを示していたわけです。きちんと録音・録画が行 われたとしても、本当にこのような微妙なレベルでのお互いのやり取りを解析 しなければ、重要なことが分かってこない、つまり両者間のダイナミクス、取 調官、被疑者との間のダイナミクスが分からないのです。先ほど仲先生の発表 にもありましたが、大別される2つアプローチがあります。つまり非難的、段 階的で強圧的なアプローチと、もう一つは情報収集型のアプローチというのが あります。この2つのアプローチを比較しました。強圧的なアプローチという のは、取調官が有罪推定から取り調べを始め、あまり可能性として推定無罪と いうことを想定しないで質問するということです。つまり、どちらかというと 無実の方と一致するような情報は無視してしまう。またクローズドエンドで誘 導的な質問がなされるというようなやり方を、強圧的なやり方と言っています。 こちらに示していますのは、強圧的なやり方と非強圧的なやり方を様々な側面 で比較したものです。これはとても重要だと思っています。色んな技法を使う ことができる、しかしその使い方も強圧的だったり、非強圧的になったりする のです。強圧的というのは程度が色々違います。その戦略、やり方というのは 明確に違います。例えば物理的環境としては、隔離する、あるいは目隠しをす る、あるいは極度に室温を変えることで、被疑者の方が様々な状況にさらされ、 あまり物理的な環境が良くない、本当に取調室という形、一方で非強圧的とい うのはもっと家のような、休憩を沢山とって、休息も取らせてくれるという環

境のことを言っています。

次に法的なスタイルですが、ちょっとここは分類の方法が恣意的になってしまうかもしれません。その法律遵守的か、あるいは認知的かということではちょっと下がるかもしれませんが、例えば意思決定、それぞれの個人の意思決定のやり方にフォーカスをするのであれば、認識的、認知的、例えば証拠の使い方です。場合によっては例えば事実だとか、証拠を相手に示すのは法律順守的という方もいるでしょうし、認知的と捉える人もいるでしょう。対人的な側面としては、例えばフレンドリーか、ラポート作りを重視し、相手を尊重し、敬意するか、一方、強圧的なものは威嚇、脅迫性を示すというような形で私達の分析スキームを分類しています。

私達の調査ですが、それまでの研究をカバーするものです。これまで国際的 に見て被疑者を対象とした調査や点検はありません。彼らからのフィードバッ クというのがこれまで充分になかったという状況を何とかしようと思ったんで す。この点については、今、色んな文献が出てきました。過去にどのような研 究がなされているのかというのを振り返ってみたんですが、被疑者に対する調 **査は色んなやり方が採られている、調査あるいはインタビューという形で行わ** れたものもあるし、あるいは統制群を置いた実験という形でなされたものもあ りました。ということで、どういったような所見がこれまで得られたのかとい うことを調べて私達の調査の仮説を立てたのです。被疑者の観点から全般的に 分かったこととしては、取調官というのがフレンドリーでよりラポートを作る ような技法、それから共感を使っていれば、それによって真実の供述が促進さ れる、偽の供述ではなくて、真実の供述が促進される。一方で、支配的であっ て、非難的であり、強圧的であったとしたら、被疑者はこれはアンフェアだと いう風に感じ、その結果、真実の供述の量が少なくなるということです。例え ばスウェーデンです。クリスシャンセンらが次のような実験を行いました。83 人の有罪確定者に調査を行っています。そしてオーストラリアではいくつかの 試験をマーク・ケプランらがやっています。一つは実験的で43名の性犯罪者、 そしてその後は性犯罪者、そして重大事犯に対してインタビュー手法で行って います。この3つの調査に関するコンセンサスをまとめました。私達の調査の 目的でありますが、取調官、それから重大犯罪の被疑者、例えば、重大事犯で

あったり、あるいはその被疑者としている人たちを検討するどのような手法が 上手く行ったのかということを検討するということです。書き起こしであると か、あるいは可能であれば録画を使いたいということですが、こういったもの を得られませんでした。それぞれの警察署に対してコピーをもらえないかとい うことをお願いをしたのですが、結局、そのような録音・録画をいただけない 形で行いました。私達の研究のアウトカム、結果でありますが、その供述で捜 査にとって真実な、また有用な供述が得られたのか、またいつどの時点で供述 が得られたか、またその供述が部分的な供述だったのか、完全な供述だったの か、全く供述しなかったのか、あるいは自己負債的な供述をしたのかというこ とです。

これまでの調査では、例えば、強圧的なやり方というのは被疑者の方がより 多く件数を覚えている。非強圧的なやり方の方が全ての側面に関してより効果 的だということが仮説として考えられました。そこで私たちのサンプル、最終 的には重要被疑者を担当した34名の取調官、それから30名の被疑者をインタ ビューしました。それ以上にも何人かには、会ったんですが、途中で完了でき ませんでした。ここにある5つの国を対象としています。いろんなネットワー クを通して、例えば所属機関だとか、あるいは研究者、あるいは私がこれまで 研究を行ったところの伝手をたどってリクルートしています。各インタビュー でありますが、1時間としました。ほとんど私がインタビューして、ほとんど は英語で行ったんですが、フィリピンにおいては別の方がインタビューするこ とになりました。インタビュー、面接を行った後、その内容を書き起こし、匿 名を課した形で分析を行いました。私たちの質問はすべて回答式、あるいは半 構造化面接でした。これは警察の方の取調官の種類です。国によってばらつき があります。比較的多いのがオーストラリア、さらにフィリピンもパーセンテー ジが高いです。また、一番最後の行をご覧いただきたいんですが、こうした取 調官でありますが、最近の重要被疑者と例えばテロか非テロリストかというこ とを聞きますと、テロリストを上げた方の方が多かったということです。さら に郡と警察の取調官、両方が入っています。ということでかなり色々なデータ があります。

次に被疑者側ですが、このようなグループになっています。オーストラリア

は少ないです。オーストラリアの被疑者は警察によって有罪判決を受ける前に、 インタビューを受けていません。例えば、様々な証拠や状況証拠などを集める ということが重要視されており、インタビューで何を言うかという供述は重視 されていないからです。ですからお一人だけが、テロリストとして判決前にオー ストラリアにおいてインタビューされているというケースです。他のところは もう少し数が多かったです。こちらの方の教育レベル、デモグラフィックな情 報として、何人が大卒であったか、また高校卒業していたかということも書い ています。それからテロの被疑者ということでフィリピンにおいてはまだ有罪 判決は受けていませんが、拘留はされています。フィリピンでは10、12年、 14年という形で拘留されて、実際の裁判までは時間がかかってしまうことが あるのです。これが私のサンプルでした。そしてケースを考えてくださいとい うことで、何か変化がありましたか、情報開示のパターンが変わりましたか、 初めは協力していたのに後は何も話さなくなりましたか、それからインタ ビューの中でものすごく閉鎖的で何も答えなかったのが突然協力的になった人 がいましたかということをチェックしました。そしてそれを覚えていて、そう したインタビューがあったという場合、そういうインタビューが複数あったな ら最近のを思い出してくださいということにしました。自発的に何人かが複数 のインタビューのことについて話したいということを言ったので、それを止め ることはしませんでした。そうした複数のインタビューについて分析をしてい るので、何を記憶しているかということは、実際に参加している協力者の数よ りも多くなっています。そして、実際にどれぐらいの準備がされたかというこ とも、インタビューの準備、それから戦略、何を使ったか、そしてそれらに対 する応答が何であったか、そして各々の個人のデモグラフィックを調べていま す。

フィリピンでのインタビューですが、タガログ語で行っております。私ではなくて、協力者がいまして、テロの方とも、昔はテロだったので協力的で信用されているということで、もし私がやりますということを言ったら彼らに拒否されました、私が資金をFBIからも得ていましたので、こちらの研究の方に参加することを拒否されたんです。それから、拒否した他の理由は、他の研究にも参加した際に利用されたということのようです。違う調査者が約束を反故

にして色んなサイトにこれがテロリストだという風に公開されたと。そして、 有罪判決を受けていないにも関わらず、それらが開示されてしまっていたとい う経験を持っていたので、信用できないということで、私の調査は拒否される ということで協力者を使いました。トータルで75のインタビューの経験がリ ストアップされています。87%がテロのケースで、13%がほかの重罪です。住 宅に侵入したり、殺人であるとか、深刻な暴力行為があります。それからテロ の中でもこういうものが入っているということでリストアップしていました。 フィリピンのアブサヤの武装反乱、タミル・イーラム解放の虎、インドネシア のバリの爆撃事件の関係者、オーストラリアの原子力発電所の爆撃の試み、ノ ルウェーの方のアーサールアルイスマールの追従者ということです。それで、 まずは逐語録を作りまして、それの信頼性を確認するということをデータ内に おきまして、推定をしました。そして、2つ以上のデータを使ってその信頼性 をチェックしてもらいました。それからデータ間の相関関係ですが、これは、 データ間を見るよりも強かったということですが、充足していました。それか ら、質的分析もしています。これはコードを使いまして、非常に複雑なコーディ ングのシステムに100以上の変数を使って解析をしています。色々な被疑者が 言ったことを抽象化しまして、いくつかの分類に落としています。この点は、 後でお話します。

それから各々のインタビューにおきましては、慎重な形でどこに転換点があったかということを確認するようにしました。協力的なものから非協力的なものにいつ変わったか。色々喋っていたのが変わったとか、これが一つの戦略としてそうこうしたのではないか。それによって転換点が作られたのではないか。そして協力的であったのが非協力的になったのではないかということで、これは定性的な、定量的というよりは、定性的なデータということになりましょう。それから、統計的なデータの方ですが、まずは予測変数としましては、先ほど申し上げましたように法的、物理的、認知的、それからより大別的には、強圧的か非強圧的かということの程度を見ました。PJというのはProcedural Justice ということで手続き的な公正があったかということ、それから、実際に邪魔をされないでそれを続けられたかということ。それから敬意を持って対応をされたか、中立で対応されたか、推定無罪であったのか、こういったこと

が社会的な要素として入ってきます。法的な要素もありますが、それでアウトカムの変数ですが、一つは協力、どのような質問をしたときに、実際に被疑者が拒否をしたか。またほかの人に言ったときには自分のことではないけれども、自分のことを言いたかったか、ほかの人に対して、自分の自己不在をするときに拒否をしたか。そして、開示、ディスクロージャーに関しては、皆さんが仰るようなのと同じような情報を聞いています。それから情報開示のスピード、これは何も自認していない、後でそのような自認をした、あるいは早期の段階で自己不良的なことを認めたか、あるいは直後であるかということを見ました。各々の場合、このような開示が何か、戦略とリンクしていたかどうかというのは断定するのは難しいのですが、しかし、完全な形で開示を行ったということになりますと、これはインタビューや戦略とは関係ありませんので、こちらの方は排除するということにしました。インタビューの前に全て警察に話したいという風に思ったのではないかと思ったので、こういったものを分析しても仕方がないと考えたのです。

次のリストを見ていただきますと、相関関係を示しました(スライド 15)。 上のところの番号ですが、縦の番号と同じものがリストアップされているという風に考えてください。ここで申し上げたかったのは、こちらのスライドですが、有意な相関関係が社会的な方略のところでありそうです。社会的方略ということで、アスタリスク(星印)がいっぱい付いていますが、これは統計的に有意な相関関係があるということです。誇張されたようなスコアを出さないようにしようと思いましたので、アルファレベル、これはブートストラップ法で1万回かけました。そうすると結果は頑強になります。

ここから識別できることは、これは予測分析を後でお話しますのでこれをベースに展開していきたいんですが、それでプログラムの82ページ以降を見ていただきますと、ペーパーに詳細にこういった表が何を示すかということを書いています。それで次の表に行っていただきたいんですが、ロジスティック回帰分析の結果です(スライド16)。協力と情報開示と情報開示のスピードで、どのような結果が出たかということを表しています。重要なのは、大体3分の1は、常に協力的でした。5分の1はいつも拒否していました。5分の2は、質問は拒否したものもありました。15%は、はじめ拒否していたのが後から協

力的になりました。しかし、重要なのは、協力の度合いを見たんですが、証拠を目の前に突きつけない場合に、協力の度合いが5倍になるということです。 証拠を突きつけられると、もっと閉鎖的になって、また文献においても示されているように一致した形の結果が出ました。そこはオッズ比としては5倍の協力の度合いの差があったということです。

そして、協力の体制が影響がなかったということも出ています。物理的、ま た法的、社会的な戦略によってです。そして開示のレベルですが、30%は完全 な情報の開示をしました。30%は自己負債的な承認をしました。25%は他の人 も含めて悪いと言いました。ただ、数としては、全く開示しないという人が3% いました。つまり、インタビューで情報開示をしないという人は、ひょっとし たらレーティングをしすぎかもしれませんが、完全な開示をしている人たちは 社会的なラポールの戦略が奏功しているようです。つまり、人と人との関係性 が法的な、あるいは物理的な戦略よりも功を奏しているようです。もっと社会 的な戦略を取ったら、もっと開示が高くなるという結果が出ています。それで 戦略を数えてみまして、それとの相関をみました。それから開示のスピードで すが、我々の参加者の3分の1がかなり早期に開示をしています。27%がすぐ 開示をしています。さらに 27%が後で開示をしています。このインタビュー で変革してくるのは、ラポールを構築していく、つまり社会的戦略がこのよう な転換を生み出しているのではないかと思われます。インタビューされて、社 会的戦略に関わるものであったならば、開示の比率が早くなる。そしてこちら の方が14倍も早くなるということで、非常にパワフルな効果が社会的な関係 を作り出すのにはあるようです。

ではちょっとこちらのスライドを飛ばしまして、まとめに入りたいと思いますが、このような段階的な戦略ですが、これは両方のグループでは効果が少ないということが分かりました。身体的、物理的な戦略の差が出ましたが、警察とそれから被疑者については5分の1が拷問があったと答えました。それ以外は、非常にいい形の安楽な物理的な設定をすることによって、拒否は少なくなるということでした。反対にそれが非常に難しいセッティングであったならば、開示が少なくなる、そして間違った情報や自白があるということです。また、いくつかどのような乱用があったか、虐待があったかということを書いていま

す。警察の方はゼロという風に言っていますが、被疑者側いわくこのように物理的虐待があった、暴力行為があったという風に答えています。例えば、目隠しをされた、頭に袋を被せられたということを答えています。それから断眠であるとか、暗いところであるとか、色々な屈辱を受けたという答えがありました。そして、このような非生産的な強圧があったことについて、被疑者はもし、警察から嘘の質問や情報を提供したならば、自分も嘘の答えをしたという風に答えています。

こちらの方(スライド 27)は、もっとソフトタイプなフレンドリーなインタビューをした時に結果がどうなったかということを示しています。非常に重要で強調したいのは、我々の測定は間接的なもので、また予備的なもので、そしてペアマッチングはしていません。同じ被疑者、同じ警察を取ったものではありません。それでもっと研究をここで続けていかなければいけない、取調官と被疑者をマッチングしなければいけないと思っています。しかし、それでも我々の分析や研究は非常にいいものであるということで、そしてテロをどういうふうに思っているか、そしてどのような取り調べをしたら、どのような結果がでるかということのある程度の結果が出たと思っています。国際的なリサーチの、何かの一助になればと思っています。

司会 デラハンティ先生、ありがとうございました。非常にソフィスティケーションの高い、また貴重な研究結果だと思います。初めて、このような拷問を使ったというような形の分析が出ているということからも貴重なデータだと思います。



Effective social interviewing techniques in high stakes cases: Interviewers' and detainees'experiences

Overview

- · International best practices in suspect interviews
- . What strategies prompt disclosure, and how fast?
- Four types of techniques: physical, legal cognitive, social
- Interaction Process Model (Moston et al)
- International sample: practitioners and detainees
- · Described a single interview experience
- · Non-experimental, correlational, exploratory
- · Effectiveness in eliciting cooperation and reliable disclosures of meaningful information

ing, open-

Background

Interaction process model is dynamic, considers both interviewer and interviewee

Examine impact of strategy on outcome:

· Yoong (2010) linguistic analysis of information gathering approach, legally sound, but subtle social dominance via interruption, name use, apparent consideration of legal rights;

Two broad approaches: coercive vs noncoercive Coercive strategies are guilt presumptive; noncoercive strategies engage the interviewee to elicit and consider his or her version of the events, entertain alternate hypotheses.

Types of Coercive and							
Noncoercive Interview Strategies							
Strategy	Coercive practices	Noncoercive practices					

Physical	Isolation, restraints, extreme temperatures, assault	Soft furnishing, frequent breaks, refreshments
Legalistic	Accusatorial, guilt- presumptive, maximization, minimization	Information gathering, open ended questions, avoid pre- judgment
Cognitive	Confront with evidence, deceive about evidence, surprise	Present evidence for confirmation, explanations, transparent process
Social	Intimidation, threats, hostility	Rapport, reciprocity, friendliness, respect, consideration

3

Prior detainee studies

Rare, undervalued source of feedback Best method is analysis of interview interactions but videotapes/transcripts often unavailable

Survey, interview and experimental studies: consensus that humane, empathetic approach led to confessions, no confessions in response to domineering, accusatory, unfair process

Sweden: 83 convicted offenders (Holmberg & Christianson 2002) Australia: 43 sex offenders (Kebbel et al 2008) vignette study; 63 convicted sex and violent offenders (Kebbel et al 2010)

Aims of Study

- Examine perceptions of practitioners who work with high value detainees and of detainees suspected of serious crimes about the effectiveness of coercive and noncoercive strategies in eliciting a change in the disclosures by the suspect
- Disclosure of meaningful information
- Timing of disclosure
- Partial or full incriminating admissions

Hypotheses

- Detainees will report more use of coercive strategies than practitioners;
- Both practitioners and detainees will perceive noncoercive approaches as more effective than coercive approaches in securing
 - · More cooperation
 - · More rapid disclosures
 - · More accurate or reliable dislosures

Method and Procedure

Interviewed 34 practitioners working with HVDs and 30 detainees

Australia, Indonesia, Norway, Philippines, Sri Lanka.

• Purposive, convenience samples, nonrandom

- Practitioners from civilian and military sectors, recruited via employers, professional networks
- Detainees recruited via legal representatives, corrections agencies, terrorism researchers
- Interviewed for approximately one hour
- · Audiotaped: confidential, de-identified, transcribed
- · Responses to open-ended questions, semi structured

7

Demographic Characteristics of Practitioners (N = 34)									
Country	Agency	Participants %	Interview reported (n)						
Australia	Police	26.5 (n = 7)	Nonterror suspect (7) Terror suspect (2)						
	Military	2.9 (n = 1)	Terror suspect (1)						
Indonesia	Police	11.8 (n = 4)	Terror suspect (4)						
Philippines	Military	41.2 (n = 14)	Terror suspect (14)						
Sri Lanka	Police	8.8 (n = 3)	Terror suspect (4)						
	Military	8.8 (n = 3)	Terror suspect (4)						
Norway	Police	5.9 (n = 2)	Nonterror suspect (2) Terror suspect (1)						

Demographic Characteristics of Detainees (N = 30)							
Country	Education	Participants %	Interview reported (n)				
Australia	Secondary	3.3 (n = 1)	Terror suspect (2)				
Indonesia	Secondary	33.3 (n = 10)	Terror suspect (14)				
	Tertiary	3.3 (n = 1)	Terror suspect (1)				
Philippines	Secondary	20.0 (n = 6)	Terror suspect (6)				
	Primary	13.3 (n = 4)	Terror suspect (4)				
Sri Lanka	Tertiary	10.0 (n = 3)	Terror suspect (4)				
	Secondary	13.3 (n = 4)	Terror suspect (4)				
	Unknown	3.3 (n = 1)	Terror suspect (1)				

9

10

Research Procedure

- · Semi-structured interview
- Recall case involving change in disclosure, most recent if several recalled (close down/open up)
- 5 topics:
 - Circumstances of arrest
 - · Preparation for interview
 - Strategies used (physical, legalistic, cognitive, social)
 - Perceived responses
 - Demographics
- In-person/skype interviews in English; in Tagalog in by a research collaborator; 25% via interpreter (Bahasa Indonesian, Tamil)

Cases reported by participants

75 discrete interview experiences were recounted 39 by practitioners; 36 by detainees

- 87% terrorism cases
- 13% homicide, assault, home invasion
 - Armed rebellion by Abu Sayyaf in Philippines
 - Civil conflict Liberation Tamil Tigers of Ellam and Sri Lankan government
- Bali bombing attacks in Indonesia
- Nuclear reactors bombing attempt in Australia
- Ansar al Ismal follower in Norway

11 12

Analysis

- Transcribed and translated IV recordings
- . Coded by 2 trained raters, 22% dual coded
- · Krippendorff's alpha intra and inter-rater reliability Intra-rater: .82-.95 (A) .90-.97 (B); Inter-rater: .69-.90, discussion to resolve
- · Analysed quantitatively using correlational and predictive statistics to assess confirmatory questions in terms of predictive relationships and explanatory questions in the same study (Tashakkori & Teddlie, 2003).
- · Qualitative analysis of perceived "turning points"

Content coding of transcribed interviews

Predictor variables:

Legalistic (information gathering/accusatory) Physical comfort (comfortable, neutral; uncomfortable) Cognitive use of evidence (none, deliberate use of evidence) Social (degree of use of rapport, reciprocity, PJ) Coercion (noncoercive, psychological, physical, both)

Criterion variables

Cooperation (resistant throughout: resistant to personally incriminating Qs; resistant first, then cooperative; cooperative throughout) Disclosures (none, about other people and events; about

own conduct/motivation: full) Speed of disclosure (never, late, early, immediate)

13 14

Inter-correlations (Spearman's Rho) between Interview												
Strategies and Interview Outcomes												
Variable	-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
NTERVIEW STRATEGIES												
Practitioner preparation												
2. Coerciveness	09											
3. Physical discomfort	.11	.44**										
4. Interview approach	.32*	.58**	.35**									
5. Presented evidence	.24	04	.18	.10								
5. Social strategies	.38*	-31**	41**	-20	.24"							
7. Procedural justice	.30	-38**	32**	-23"	32**	.74**						
8. Reciprocity	.08	09	35**	05	.14	.70**	27*					
9. Rapport	.35*	-23	-24"	-24"	.15	.82**	49**	.36**				
INTERVIEW OUTCOMES												
10. Cooperation	~14	.13	04	-11	24"	05	15	01	.04			
11. Information disclosure	.11	.12	19	05	.04	.34**	13	.31	.33**	.19		
12. Speed of disclosure	.20	.06	.07	03	02	.01	06	05	.12	.38**	.04	-

Predictor	В	SE	Wald's x ²	Р	OR	95% CI OR		
Cooperation								
Constant	-1.48	0.58	6.62	.010	0.23			
Partic type	0.95	0.51	2.49	.062	2.58	[0.96; 6.96]		
Evidence use	1.57	0.60	6.83	.009	4.81	[1.48; 15.61]		
Information Disclo	sure							
Constant	0.15	0.54	0.08	.780	1.16			
Partic type	0.96	1.19	0.65	.419	2.62	[0.25; 27.09]		
Social strategies	1.44	0.69	5.84	.016	4.23°	[1.31; 13.60]		
Speed of Informat	ion Disclosu	ire						
Constant	-1.55	0.81	3.61	.057	0.21			
Partic type	1.13	0.84	1.82	.177	3.11	[0.60; 16.13]		
Rapport	2.65	0.86	9.44	.002	14.17	[2.61: 76.88]		

15 16

Logistic regression outcomes

- p_{corr} = bias-corrected p-value, based on 10,000 bootstrap samples;
- OR = odds ratio; CI = confidence interval.
- . Including outliers, the effect of social strategies was OR = 2.10 [95%: 1.07; 4.13], p = .031,
- Participant type: OR = 1.65 [95% CI: 0.37; 7.37], p =
- Overall model evaluation: χ² (2, 75) = 5.75, p = .056, Cox & Snell R square = .074, Nagelkerke R squared = .119; Hosmer-Lemeshow test: χ^2 (5) = 3.78, p =

Disclosure early in the interview

(Filippino terrorist 41)

- Q: When did you first learn that you were going to be interviewed that day? A: My arresting officer from the police told me that there will be some people that would conduct interviews about my participation and involvement in Abu S I was asked if I was willing to give information. It was up to me. That's the introduction I got from the officer.
- Q: How did you respond?
- A: I told him "Yes. Anybody can come and ask me and I'll answer them as best as I
- Q: And when you say that you had decided to tell them everything, when did you make that decision?

A: After talking to a policeman who happened to be lawyer, too. He explained it to Me. He befriended me, actually, and I considered him one of my advisors during that time. He was a very good man. An old man, but he told me "I am a lawyer and use use. The was a very good man. An old man, but he fold me "I am a lawyer an a policeman. Not know, if you take, you have nothing to lose. But you might gain something," I was not expecting to gain anything. I told him "Sir, what is important to me is that I can explain what happened, what really happened, and the people involved, and my participation. I am willing to talk about that, but I just don't know who to tell."

17 18

Disclosure late (Indonesian practitioner 13)

- Q: So on the first days, day one and day two, how many interview sessions did you have?
- A: Six sessions on the first and second days, and on the last session of the third day, I cracked the terrorist.
- Q: In the sessions on the first two days when [the detainee] was not answering questions, how long did the sessions last?
- A: I tried interviewing the suspect. After one hour, the suspect didn't crack on the first day, so I stopped. I continued on that day in the afternoon, and stopped again after a similar response. The second day was a repeat of what happened on day one.

Analysis of interview "turning points"

The content of interviews was qualitatively analyzed using an inductive approach (<u>Strauss</u> & Cobin, 1988) and a categorizing method (Maxwell, 2005), applying the steps summarized by Braun and Clarke (2006), permitting unique strategies to emerge in a "bottomup" rather than "top-down" manner, to accurately reflect all reported interviews. These analyses identified strategies which preceded the interview turning points in the relationship between interviewer-interviewee, whether the strategies used were perceived as effective or ineffective, and their outcomes.

19 20

	COE	RCIVE	NONCO	ERCIVE
Interview Outcome	Effective	Ineffective	Effective	Ineffective
Cooperation				
Physical	2.7	16.0	16.0	
Cognitive	1.3	1.3	12.0	1.3
Social	5.3	1.3	26.7	
Legal	9.3		1.3	
Total	18.6	18.6	56.0	1.3
Information disclos	ure			
Physical	2.7	18.6	10.7	1.3
Cognitive	5.3	13.4	24.0	
Social	2.7	24.0	14.7	
Legal	4.0	2.7		
Total	14.7	58.7	49.4	1.3
Admission				
Physical	4.0	4.0		
Cognitive	6.7		12.0	
Social			6.7	
Legal	5.3		1.3	
Total	16.0	4.0	20.0	

Results: reported responses to strategies used

- Confronting with evidence perceived to increase resistance (OR=4.8).
- Threats, physical assault yielded information, but not necessarily reliable, and were associated with silence.
- Noncoercive social strategies seen as most effective in securing and maintaining cooperation, more personally incriminating and reliable information
- Confessions/admissions 4x as likely with respectful, nonjudgmental treatment, and rapport.

21

22

Results

- Accusatorial strategies perceived as less effective; more commonly reported than information gathering; positively correlated with physically coercive strategies (rs = .58), and negatively with social persuasion (rs=-.31).
- · Half the detainees rated "mostly cooperative"
- 1 in 5 detainees reported torturous abuse
- Comfortable physical settings strongly associated with cooperation, rapport, little resistance
- Uncomfortable settings associated with less disclosure, fewer admissions, false information

Torture	ALL	PRAC	DETAINEE
Violence/physical abuse	18.7	0.0	38.9
Electronic shock	2.7	0.0	5.6
Water torture	2.7	0.0	5.6
Sleep deprivation	2.7	0.0	5.6
Darkness	1.3	0.0	2.8
Blind-fold/head covered	9.3	0.0	19.4
Temperature (hot or cold)	4.0	0.0	8.3
Humiliation	5.3	0.0	11.1

23 24

Counterproductive coercion

Many detainees reported that coercive strategies such as physical assault, deception and or threats by their interviewers, resulted in the provision of false information and/or false confessions. Some reported giving false information to stop assaults from continuing (indonesian Detainee 17). Other detainees responded to false information with false information. For example, a detainee said: "Yes, of course there was information I told them that was not true...because I am sure they were lying to me, so I made up some lies, too" (Filipino Detainee 77).

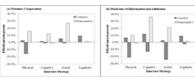
Speed of disclosure

- · Immediate disclosure is independent of strategies
- A positive relationship exists between speed and cooperation.
- More social noncoercive strategies are associated with early disclosures: rapport,
- e.g., liking, affinity, humour, interest
 Early disclosure was 14X more likely when
- Early disclosure was 14X more likely when rapport-building techniques were reported

25

26

Analysis of Coercive and Noncoercive Strategies Associated with Turning Points regarding Cooperation, Information Disclosure and Admissions of Culpability by Detainees



 $Effective \ strategies = positive \ values; in effective \ strategies = negative \ values.$

Limitations and strengths of study

- Self-reported use and definitions of success need external validation, corroboration
- · Indirect measures of effectiveness
- Preliminary qualitative data, needs replication in systematic analyses of actual interviews, corroborated by non-parties
- Not matched pairs, so consensus and disparities about same interview untested

27

28

30

Conclusions

- One of first studies of terrorist views of strategies that foster cooperation and disclosure in investigative interviews
- · Detainees are a useful source of feedback
- Strong consensus across practitioner-detainee samples
- · Differences mainly in physical coercion measures
- Augmented past theory on interactional processes and the evidence-base of international best practices in suspect interviews.

Acknowledgements

- Funded by the US Department of Justice Federal Bureau of Investigation High-Value Detainee Interrogation Group through the Centre for Law and Human Behavior at the University of Texas at El Paso (Grant Number: 256/13). Statements of fact, opinion and analysis are those of the authors, do not reflect official policy or positions of the FBI or the US government.
- Leverhulme Visiting Professorship (VP2-2012-012) to Professor Mandeep Dhami and Professor Jane Goodman-Delahunty from the Leverhulme Trust.
- Support and assistance of Professor Rohan Gunaratna and a dedicated team of research assistants at Charles Sturt University, Australia, the University of Surrey, Guildford, United Kingdom, and Champlain College, Burlington, Vermont, USA
- Time and enthusiasm of anonymous practitioners, detainees and exdetainees who generously shared their insights and personal experiences.

デイビッド・ディクソン (ニューサウスウェールズ大学教授)

司会 続きまして、ニューサウスウェールズ大学のデイビッド・ディクソン先生、オーストラリアからお見えです。

ディクソン 今回初めて日本に参りまして、温かく迎えていただきありがとう ございます。また通訳者の皆さん、私は残念ながら日本語が話せないので、間 を取り持っていただき、感謝しております。なぜ、私たちはこの取り調べの録 音・録画について話をするかということですが、英語圏ではなぜそれをするの か。伝統的なテロ取り調べ、警察の取り調べが効率が良くなかったということ、 すなわちクリアな形で誤審、冤罪となった、やったことのない罪に問われて有 罪となった人がいたということです。同時に有罪であるべき人が司法から逃れ ている。間違った人に取り調べをして、その人から虚偽の自白を得るというこ とは真犯人は逃れていたということになるわけです。先ほどの話にありました ように、ジェーン先生がおっしゃったように強圧的な取り調べが行われたとい うのが一つの理由になって、今世界中でそれがイラク侵攻の理由になった、そ れでよかったのかという考え方が出てきているのです。また技術があれば簡単 にできると思われるかもしれませんが、それが果たして全ての問題の万能薬に なるのかどうかということを申し上げたいと思うのです。こういった記録の方 法は非常に価値は高いものです。しかしそれは、やはり限界があると思います ので、適切な使い方が必要だと思います。国際的な状況についても触れていき ます。主として私はオーストラリアについてお話をします。幸いなことに、私 自身が行った研究というのは世界で初めての研究となりました。ランダムに記 録化された取り調べをオーストラリアで、一つの州で1年かけて見ることがで きました。そして、この司法、刑事司法の専門家に面接をすることもできまし た。また、オーストラリアに来る前にイギリスでフィールドリサーチをしまし た。正式に録画・録音が始まる前の時代ですけれども、その時に何が起こって いるのかということを見ることができた。また、アメリカでの変化も見ること

ができましたので、そのような観点から国際的な比較もできると思っています。 記録化については賛成論、反対論、両方あると思います。しかし、一番重要 なのは、録音・録画というのは単に被疑者側になるのか、弁護士のためになる ということにはならないということです。オーストラリアでも、他の国でも、 イギリスでもベネフィットは全ての人に、すなわち警察、実務者、そして被疑 者側にもありました。従って、警察官の中にはそういうふうに考えていただけ ないことがあるのは残念です。私が行った調査では、専門家はオーストラリア において記録化が始まったということで、それが一番気に入ったという方は実 は弁護人ではありません。検察官なんです。検察官が記録化がはじまってベネ フィットが大きいとおっしゃった、弁護人よりもむしろ検察官がベネフィット が大きいと感じたんです。オーストラリアでは長年の取り組みがあります。こ ういう録音・録画については、ほぼ全ての取り調べに導入して、20年近くが 経ちます。色々と反対意見もあります。録音・録画すべきではないという意見 もあります。皆さんがご存知のものもあります。まずは、記録されたものは信 頼できない、それは改ざんできるからだという意見です。また、記録するとい うのは経費上コストがかかりすぎるのではないか、3つ目は取り調べ室はプラ イベートな場所である。警察官と被疑者のみがいて、そこで取り調べを行うべ きで、そこにカメラが入るとその仕事ができなくなるという考え方、それに続 いて、次の反対意見、記録化するということ、可視化するということは、被疑 者が自白しなくなるので、これは刑事情報にマイナスだという意見です。そし て、この実務側からの反対意見が出ます。自分たちの専門性を疑われているよ うに感じるわけです。警察幹部は、自分たちは被疑者の取り調べをきちんとし た方法で行っているから公開する必要はないとして、このカメラが入らなけれ ばいけないということは、この信頼性が疑われているということですかという 異議になるわけです。しかし、色々な反対意見に対して、研究の結果何が分かっ たでしょうか。まず、記録の改ざんについては問題にならないと私は研究の結 果思いました。セキュリティの方法を入れます、デジタルの記録ですから。昔 はカセットテープで録音していただけでした。その時は被疑者にカセットのコ ピーを渡しておりましたので、警察が改ざんしたらそれはわかるという仕組み に既になっていました。懸念は残っています。記録の後、トランスクリプトす

るときに問題はないのかということです。きちんと記録がトランスクリプトされて、正しい形で裁判所に提示されるのかということです。これについて、これが効果がありましたので、コストは確かにかかるのかもしれません。しかし、裁判の数が少なくなったり、公判の数が少なくなったり、時間が短くなったりします。自白したということについての疑義が減るからです。また、公開するということの価値があります。私の考えなんですが、警察官は仕事は閉められたドアの後ろでしかできないと考えているのであれば市民は心配をします。被疑者に対してどのように質問するのかというときに、その手法は公開できないような方法であってはならないと思うからです。従って、オープンにするということに価値が見出されます。

また、警察にとっても利益があります。このように可視化するということに ついての利益ですが、警察官に対して、被疑者が警察官に叩かれたといったと きにそうではないと映像で示すことができます。また検察官が可視化を好んで いる、それはなぜかというと、公判の場、裁判において、映像を示すことがで きます。被疑者がどのような姿であったかということを取り調べ中の様子、ど のような服装であって、薬物の影響があったかということ、アルコールを飲ん でいたということがわかります。被告人席における被告人というのは、スーツ を着て非常に穏やかかもしれない。その姿から違うかもしれない。また、可視 化をすることによって、警察、あるいは検察が自白を得られるかどうか、有罪 になられるかどうか、その率に影響があったかという結果は出ていません。ま た、この警察、検察の人たちが受け入れているということです。先ほど申し上 げましたように特に検察がオーストラリアの場合、警察もそうなんですが、検 察の方がこの録音・録画を受け入れる傾向が強いです。これは国際的な真実と 言ってもいいと思います。こうした可視化・録音の前に検察・警察もこれまで は世の中の終わりだと言っていた、しかし、実際に記録が始まりますと、警察 も検察もこれは最高のやり方だ、今までにないいい方法だと言っている。そし て、最初から自分たちはそれを望んでいたかのように反応しています。

また、こういった録音・録画によって確かにより良い取り調べが行われるようになりました。この PEACE のプログラムといったイギリスのプログラムがあります。先ほどデラハンティ先生が仰ったような取り組みが行われているこ

とと関係があります。ビデオを見ますと、警察官がこれまでの被疑者の取り調べのやり方が良くなかった、効率が良くなかったということを自覚できるようになりました。特に記録化することによって、可視化することによって、警察官は昔は自分は上手なんだというふうに、昔からありますオーストラリアの刑事、名物刑事のような人がいいと思っていたんですが、しかしそのスタイルは仕事がきちんとできていないということが分かって、自白をしていても虚偽自白をしていたということが分かってくる。それは、これは冤罪になる人に取ってのマイナス、そして先ほどお話しありましたように真の犯人が司法を逃れるということになってしまいます。

これまでは記録化、可視化の利点を申し上げましたが、マイナス面もありう ると思います。それは何でしょうか。画像があるということ、そうすると信頼 できないような心理学の使い方があるかもしれません。私は社会学者であって、 法律学者でも心理学者でもありませんが、研究の文献を見ますと、嘘が見抜け るかどうかという文献があります。警察官は、嘘を見抜けないんです。これは 見つかったとしても、ただの偶然だというレベルでしか被疑者の嘘を取り調べ 中に見抜けないんです。警察官は体の動かし方ですとか、目を見ないとかそう いうことがあれば、身体的なサインで嘘が見抜けると思っているかもしれませ んが、研究の結果、警察官は何で有罪かどうか判断するのか。実は、有罪だか ら被疑者はそういう行動を取ると警察官は思うかもしれませんが、ストレスの せいで被疑者がそういう行動を取ってしまうということです。従って取調室で その人が本当のことを言っているかどうかというのを判断できないという研究 結果ができています。また、文化的なカルチャーの問題もあると思います。ア メリカのテレビで『Lie to Me』というサイコロジストが主人公で嘘を見抜け るという番組があります。毎週そのように成功し、犯人を見つけるわけですが、 昨年、中国に行ってこのような場でこのような話をすることができました。心 配になりました。というのは、警察官の方、この方は研修所の方なんですが、 取調官に対してボディランゲージで嘘が見抜けるということを研修していると いうことを言いました。どこでそのアイデアを得たんですかということを聞い たら、『Lie to Me』というテレビ番組でやっていたから、こちらの警察では取 調官の研修でやっているという答えがきました。非常に問題があると思いまし た。

二つ目は録音・録画、部分的な録音・録画です。率直に言って、この録音・ 録画というのは刑事手法に利益を提供するためには全面的な録音・録画をする 必要があります。それも警察署での取り調べの様子です。例えば、よくアメリ カでやられる方法のひとつには警察官の方が通常のやり方で質問をし、最後の 自白のところだけ可視化するというのは全く価値がありません。意味がありま せん。なぜかということなんですが、そのようなやり方でわかるのは、被疑者 が自白をしたということだけです。どのようにして自白にいたったかというプ ロセスがわからないし、それが録音されてしまっているということで、いわば 変に自白に説得力を与えてしまうのです。自白にどのように至ったのか、どの ような警察官は技法を使って自白にいたらせたのかということを録音・録画す る必要があります。皆さんの中には、それは日本ではできないと、というのは 被疑者はひょっとして拘留されていて、数日間、例えば1ヶ月にわたって拘留 されているわけだから、全ての取り調べの様子を全面的に録音・録画するのは 不可能だと。これは後ほど申し上げますが、まずはその刑事司法制度を改革す る必要があります。録音・録画だけでは不十分だということです。効率のよい 捜査におきましては、拘留をそれほど長期間にわたってする必要はないはずで す。イギリスの警察、それから刑事司法の証拠制度を見てみると、ほとんど私 たちの研究で、これは80年代後半の研究ですが、ほとんどの事件については 6時間で終わっています。本当に被疑者が24時間にわたって拘留されること はありません。最も重大な事件、例えばテロといったような重大犯罪でも一週 間、一週間というのは考えられないほどの例外と言えるでしょう。ですから日 本の警察で一ヶ月間にわたって拘留をして取り調べをするというのは、変であ ると申し上げておきたいと思います。それから、録音・録画がやりやすくなっ たということで、政治家たち、それから、刑事司法の担当の人たちが昔改革を 避けようという傾向がある、それはよくないということです。

さらにまた、録音・録画することによって、それに依存しすぎるという問題も発生し得ます。例えば、オーストラリア、イギリスにおいてでありますが、ベストプラクティス、刑事司法においてのベストプラクティスは警察が過去のように、単に自白を得ることだけに依拠しないということです。これは警察に

とってはグッドプラクティスではありません。ジェーン先生がおっしゃったよ うにまずは証拠を集めるということです。逮捕に至るまでに証拠を集め、その 証拠を取り調べの尋問を诵して、取調室で示すということです。取り調べの尋 問と、それによる自白というのは、それまでの捜査を確認する、その一端でし かないということです。自白を取り調べで得るだけに依拠してはいけないとい うことです。録音・録画というのは、他の拘留だとか、取り調べに関しての他 の統制方法と一貫して使わなければいけないということです。さらにまた、証 拠としての録音・録画についての使用についてです。これも、単なる録音であ りますが、録音あるいは録画して長々と取り調べの様子を見るというのは公判 では難しいと言われます。オーストラリアで初めて録音・録画が導入された時 に全ては書き起こす。そして録音・録画の実際の画像の使用は例外的な事件に のみ留めるという風にいわれました。しかし、一番最初の点に戻りますが、そ してそれはその嘘ということでありますが、判事、裁判官の方が実際に警察で 何が起こったかというのを見たいと言ったのです。その結果、長い録画を公判 の場で示すことになりました。しかし、より実際的な問題は書き起こしの方で あります。例えばそこでどれだけ正確に書き起こしがなされているかどうかと いうことに問題があると思います。ということで結論です。まとめです。

まずはじめに相互比較から学習出来る、学習すべきだということです。お互いの間違いから、また我々の実験的な導入から、学んできたということです。特に英国出身の人間、今はオーストラリアに住んでいますが、オーストラリアというのは本当にたくさん、十分に可視化が評価されていない、すばらしい学習が提供出来ると思います。20年以上にわたってオーストラリアは、録音・録画を警察での取り調べに使ってまいりました。アメリカに行って驚くのは、アメリカは、今でもまだまるで彼らが初めて導入したかのようなことをいいますが、実際に起こったことを理解していない。オーストラリアでは20年の経験があるということです。さらにまた心理学、社会学といったような学際的なアプローチです。もっと重要なことは、録音・録画を使うんだったら、それはしかしながらより幅広い犯罪捜査に対する規制や統制の一環でなければいけないということです。録音・録画だけでは警察の被疑者に対する取り調べの状態、そして取り調べの技法・モデルを改革する、そしてアメリカのやっている

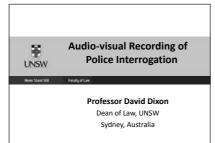
READ テクニックなどはやめるべきだということです。明らかに READ テクニックというのは、たしかに自白を得るかもしれませんが、その自白は信ぴょう性はあるものではないと申し上げておきたい。

2つ目に刑事司法プロセスの改革には、まずは被疑者取り調べの際の弁護人の立ち会いは必要です。一つ大きなものとして、そんなことをやったら十分に自白を得られないと言われますが、イングランドの例に戻りますと、イングランドの取り調べの方法では、無料で弁護人がこの拘留中に提供されるということです。そして、取り調べの間、そしてしょっちゅう取り調べに弁護人が口を挟みます、それで取り調べが進まないと言われますが、それは神話であって、事実とは異なります。さらに、日本の制度というのは明らかに拘留期間を見直す必要があると思います。被疑者が長期にわたって、拘留されているというところを改革する必要があると思います。

4つ目、この身体拘束、被疑者ということでありますが、イングランドは刑 事訴訟法において被疑者の統制について刑事 Detictive Officer と警察官、拘留 担当者との違いがあります。ディテクティブ・オフィサーというのは、そのユ ニフォームを着た警察官と役割に違いがあるということです。それから先ほど 言ったことでありますが、これはどれも警察に対する批判ではないし、このよ うな改革をやったことによって警察や警察の仕事がやりにくくなるということ はありません。実際に様々な諸国で今日お話したような諸国で起こったその後 のことを見てみると、警察はそれから検察庁の方も自分たちの仕事がやりやす くなったと理解しています。そして、最終的に有罪判決を受ける人間は本当に 有罪であると。過去のように、誤判、冤罪の可能性が少なくなったということ が言えると思います。オーストラリアでの研究の背景ということを申し上げま した。『イントロゲーティング・イメージズ Interrogating images: audiovisually recorded police questioning of suspects』という本を私は書いていま す。これは録音・録画などに関して取り調べについて調査をオーストラリアで 行った時のものです。最後にこれをお伝えして終わります。ありがとうござい ました。

司会 ディクソン先生ありがとうございました。『Lie to Me』という米国のド

ラマについておっしゃいましたが、ご存じのようにオーディエンスの方々、もうひとつ有名なアメリカのドラマ『CSI』があります。米国の法廷において、『CSI』シンドロームが起こっているようです。陪審員が刑事科学的な証拠はどこにあるんだ、『CSI』シンドロームだという風に行っています。今朝思ったんですが、これからは『Lie to Me』シンドロームが起こるのではないでしょうか。陪審員の方々、また裁判官が誰が嘘をついているかどうか探知できるいい警察がいないかというようなシンドロームになるのではないでしょうか。



Audio-visual recording

- · miscarriages of justice
- technology
- · international developments
- · arguments for and against

¥UNSW

1

The usual objections

- *tampering with records
- · increasing cost
- · infringing on necessary privacy
- · losing confessions
- · challenging practitioners
 - · methods
 - · reputation

¥UNSW

3

What experience demonstrates

- · technological and process bars to tampering
- · efficiency gains
- · value of openness
- · confession and conviction rates
- · acceptance by practitioners
- · improving investigative practice

罩UNSW

1

What may be wrong with recording?

- · encouraging unreliable psychology
- · incomplete recording
- · politically avoiding reform
- encouraging over-confidence in and overreliance on recording
- isolating recording from other controls on detention and interrogation
- · using recorded interviews in evidence

¥ UNSW

Conclusions

- · learning from comparative experience
- · broadening disciplinary perspectives
- · understanding criminal justice holistically
- using recording as just one tool in the broader regulation of criminal investigation

¥UNSW

5

司会 まずは弁護士の秋田真志さんからコメントをいただき、フロアから質問をお受けしたいと思います。

秋田 弁護士の秋田と申します。大阪で弁護士をしております。私は大阪とい いますと、一応、弁護士界では可視化論議発祥の地だと思います。大阪弁護士 の横にはポールがたっていまして、全面可視化しかないというメッセージが横 断幕に出ています。そういう事を言っている人が誰かといいますと、後から登 **壇されます小坂井さんということになるんですが、私はそういう大阪弁護士会** の中で可視化を進めるグループの初期メンバーの一人かなということで本日も こういうところに駆り出されることになったのかなと思います。その中で大阪 の可視化グループというのは、通訳の方には申し訳ないですが、闇雲路線とい うことで、あちこち闇雲にやりまくるということを続けてきました。その中で、 私もオーストラリアに行くということがありまして、今日こうして話をしろと いうことになったのかなと思います。私どもが行きましたのは 2004 年という ことで、実はもう10年前ということになります。その時にはとにかく洗練さ れた、エリスプという表現だったと思いますが、プロトコルが定められていて、 システムも定められていまして、非常に洗練された形で録音・録画がされてい ました。それに非常に驚かされて帰ってきたということになりますが、それか ら10年が経って、今日お二人の先生方からお話を聞いて、非常に先にどんど ん行っておられるのだなということで別の意味で驚かされました。我々が行っ た時には、システムそのものに驚いてきたわけです。そのことについては既に ご存知のとおりでありますし、このあとの小坂井さんが登壇されてお話される 中でも出てきますが、日本でも可視化の議論が進み、一部、録音・録画、それ から全過程、一部でありますが取り調べの全過程が可視化されるという現状に なってきています。ただ、現状そういうことで変わってきているはずなんです が、最近ワールドカップで日本代表が強くなったんだという風に変わってきた んだということが言われていたのに、国際的には全然ダメだったということと 同じかと思いますが、日本の現状はまだまだ世界から立ち遅れているのではな

いかというのが、私の今の印象であり、今日お二人の先生のお話を伺っていて、 その印象を強く持ちました。というのはですね、ご存じのとおり、ワールドカッ プの話ですね。それで私の現状、私が関わっていた事件のことも含めてお話を したいかなと思いますが、ご存知のように裁判員裁判が2009年に始まりまし て、それから2010年に地検特捜部の大スキャンダル事件が起こり、それから いろいろ、可視化の動きが加速度的に進んでいって、法制審議会に進んでいっ たということがあったんですけれども、その中で実際に私がやっています事件 の中でも何件か録音・録画されている事件に会うことがありました。ただ、そ の中でご存知かと思いますが、これは在宅の事件で警察が可視化したわけでは ありませんが、東大阪署で私の依頼者が任意の取り調べの録音をしている。そ の中で、警察官が「おめえ、警察と勝負するんか」とすごんでいる録音をテレ ビなどでお聞きになったことがあるのではないでしょうか。あれが本当になく なっているのかということですが、私は今年、2 件程警察に対して抗議書を送っ ています。その内容が全て自白強要、録音・録画がされていない中ですけれど も、その中で自白強要がなされているということがありました。ひとつは70 歳の女性に対して大声でお前は本当はやっているんだろうと、これは暴力団と の関係が疑われた側面もあったのではないかと思いますが、大阪府警の捜査4 課がそういう取り調べをしていました。もう一件はですね、これはホワイトカ ラー犯罪で、よくあるお金の授受が疑われるようなことがあったんですが、そ れについて、本当に私の依頼者はホワイトカラーなんですが、その人物に対し て、お金を奪ったんだろう、そのことを認めればいいんだと、延々とやり続け るという取り調べが行われていました。何かと言うと、結論的にはストーリー、 自分たちの見立てにあった供述を得ること、これがあくまで取り調べであると、 先ほど先生のお話にありました、強圧的アプローチ、これが全然意識から抜け ていないという事例が、ほとんど多いというのが、私がやっている事件がそう いうのばかりなんだろうと言われますが、そういうことが起こっています。

昨年、裁判員裁判で無罪になった事件でも同じようなことがありまして、ある人が病院の車椅子に放火をしたということで、犯人性が争われた事件なんですが、全面否認だったんですが、この事件でも激しい自白強要がなされて、一時は私の依頼者は弁護士との接見も拒否をして、本当にノイローゼのような状

態になった。最終的に無罪になったから良かったんですが、そういうことが繰 り返されているということがあります。法制審議会の中でも議論があったわけ なんですが、警察は延々とそれに対して抵抗し続けてるということがあったよ うです。このことについては後から小坂井さんからお話があるとは思いますが、 そういう中で彼らが意識の中でもっているのは真実発見というのは、彼らに とっての真実発見というのは、自分たちの見立てにあった供述を取るというこ とであるという意識そのものはまだ変わっていないんだということになるかと 思います。その中で我々が刑事弁護の中で考えなければいけないのは、本当に それに対してきっちりと対抗する術を弁護士が持っているのかどうかというこ と。今、警察の方もあるいは検察の意識改革が非常に重要なことなんですが、 その点についてはまだまだ我々は考えなければいけないことが多いのではない かと思っています。といいますのは、多くの録音・録画がなされるようになっ てきていますが、それを使いこなすための弁護実績があるのかどうか。まだま だ技術の問題、今の仲先生のお話にもありましたが、警察の方はそういう技術 というものを身に付けようとしているということですが、弁護士の方はまだま だこれからやらなければいけない。ある象徴的なことがあると思います。例え ば、戦後に刑事訴訟法が日本はアメリカ型のものが導入された時に321条とか 322条の解釈論というものに弁護士がきっちりと対応できなかったということ によって非常にガラパゴス的な日本の実務運用がされたということがあり、そ れがたくさんの自白強要としてたくさんの冤罪を生んできたというのは皆さん ご存知のとおりです。今、新たに可視化ということがあったわけですが、可視 化ということに進んでいこうとしているわけですが、そこに対して、我々がき ちんとした弁護実践をできずにまだガラパゴス的な自白強要がされるような捜 香が行われていくことになれば、それは非常に危険なことだと思います。これ はつい最近、『季刊刑事弁護』というものの中で、金岡さんという弁護士さん が録音・録画されている中での検察のやり取り、黙秘している中なんですが、 そういう中で検察はこういう言い方をしています。「言うのが筋でしょう。言 えないなら自分の言ったことが違うということでしょう。また嘘をついている と思っているけれど、嘘じゃないなら言えるでしょう。今嘘じゃないっていっ たわね。あんた前はいい顔をしてたけど、今日のあんたはとても見せられる顔 じゃないね」。こんな取り調べを167分間続けていたということがあるようであります。要は、可視化されている中でも自白強要が許されるというような文化が生まれてしまったら大変なことです。まだまだこれからオーストラリアの知見に学んでいかなければいけないということが今日よくよく分かりました。是非ですね、その辺りは、学者の先生の協力がなければやっていかないと思います。是非これからもよろしくお願いします。

司会 どうもありがとうございました。それでは時間が限られていますので、フロアからの質疑をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言の際には所属、お名前を仰って、どなたに対する質問かを明らかにしてご発言いただければと思います。

Q 大阪市立大学のTと申します。デイビット・ディクソン先生に伺いたいんですが、取り調べの全面可視化によって警察官、検察官は仕事がしやすくなった、導入してよかったとお話を伺いました。オーストラリアの警察の方は取り調べの過程を通して、被疑者の改善・更生、真人間に直すのだというようなことは頭から考えておられないのかどうか。日本の警察は、その点が非常に重要な仕事だと思われているようなんですが、警察って世界中変わらないような感じがしまして、そういう点については可視化によってやりにくくなったのではないかと。その点、警察の方はどう考えておられるのか。

日本では取り調べをするというのは、更生を考えていく、矯正を考えている ということなんですが、オーストラリアの取調官は同じようなことを考えてい るのでしょうか。

ディクソン オーストラリアではそれは警察の仕事とは思われていません。矯正をするということを仰ったんですが、一般的にそれは警察の仕事という認識はないと思います。録音・録画でそれがなぜできなくなるのでしょうか。日本で警察官の行動が適切であって、良いアドバイスを被疑者に提供しようとするのであれば、それは可視化の影響はないはずだと思うんですが、ですから質問の意味がわかりません。なぜ録音・録画がそれに影響を及ぼすのか、意味がわ

かりません。

Q そういうようなことは求めていないということで結構です。

司会他の質問があれば、どうぞ。

Q2 今話に出てきた特別会、法制審議会で特別委員をしていた周防と申します。デイビット・ディクソン先生に質問があるんですが、日本の問題点、録音・録画以外の問題点として、弁護人の立会について、それと拘留の期間について挙げられました。実は法制審議会でもそれについては話し合いがなされたんですが、まず弁護士の立会について、これは捜査機関側だけでなく被害者を代表する会の方もそうなんですが、取り調べ段階で弁護人が取り調べ室の中にいたら被疑者は本当のことは言わなくなる。何も喋るなと言われて、一切取り調べができなくなる。だからそんなことはありえないんだということが初日から強く語られ、それを聞いて、100年経っても実現できないのではないかと絶望を覚えました。そういう人たちに対して僕たちはどういう風に言って、弁護士の立会というのを認めさせなければいけないのか、全くわかりませんでした。ひとつ、そういう意見を言う人に対して、先生はどういう説得の言葉を持つのか教えてください。

ディクソン 簡単です。研究の証拠を見てみる、他の諸国でどうなっているのかをまず示します。イングランドでは特に、たくさんの研究がなされています。いわゆる黙秘権の使用とそれから、弁護人の立会と被疑者の黙秘の関係について様々な調査がなされています。これについては私も論文がありますので、もし関心がおありでしたらお送りします。けれども簡単に言って、弁護人が常にリードして黙秘を促す、よって警察の仕事はとてもできないというのは全くの神話です。根拠があります。どれだけのケースで黙秘がされているのか、警察の取調室での様子でありますが、弁護人がいてもそのようなパーセンテージは非常に低いんです。弁護人がいたら誰も何も語らないというのは全く真実とはかけ離れています。事象的な研究や証拠を見ても、弁護人の同席があったとし

ても、全く話すのを拒むということにはなりません。なぜか。それは確かに変 だとおっしゃる人もいるでしょう。しかし2つ要素があります。まず第一点と して、もし警察官がきちんとそういう対応をしていたら、先ほど言ったような 取り調べをやったとしたら、まずは取り調べの前に十分な証拠を集めているは ずです。よって単に自白だけには頼るということにはなっていないはず。また 被疑者が逮捕された、全く証拠もないのに逮捕されたというような状況であれ ば、弁護人は当然のことながら、黙秘をきちんと助言していいと思います。け れども、英国の刑事司法がこのように起こったわけであり、他のところも変わっ てきています。さらに警察がきちんと証拠を持っている、そのような場合に弁 護人がどのように被疑者に助言するかということでありますが、きちんと協力 をして重罪にならないようにすると思います。答えないと言っていたら、ため にはなりませんよと弁護人は被疑者に言うでしょう。また黙秘権の使用につい て、私のイングランドの研究を見てみると、なぜ被疑者が質問に答えようとし ないのか、それは全く弁護人がそこにいるからとか、あるいは弁護人のアドバ イスによるものだということではなく、警察の取調官と自分の関係がまずいか らです。取調官を信頼しないと話をしないのです。取調官がきちんと話をし、 より良い関係を築き上げていたら、被疑者はきちんと拘束下において供述する と思います。このようにまっすぐ直接の関係があるわけではありません。弁護 人がいるから黙秘権を使う、警察は仕事ができないというのは全くの神話でし かありません。

Q2 もう一つなんですが、先ほどのお話の中で6時間もあればオッケーだというお話がありましたが、日本は精密司法と言われる中で、拘留は3週間ぐらいにわたり、起訴された後でも拘留が続くという状況をさして、人質司法と言っているんですが、裁判所などは人質司法という事実はない、拘留の請求には適切に判断しているとおっしゃっていたんですが、今の先生のお話を聞いていると、そもそも21日間も拘留できるというそのものが人質司法を表しているというふうに思ったんですが、日本の警察、検察が主張する精密司法、21日間の取り調べと長い拘留によって事案の真相を解明していくんだということに対して、適切なこれもまた反論というか、批判のヒントを教えていただけると助

かります。

ディクソン 最後におっしゃったんですが、やはり自白を得るいい方法なのかもしれませんが、得てもその自白は信頼性が少ないと思うんです。拘留の期間が非常に長期間になるということ、これはデラハンティ先生にお伺いしたいんですが、それ自体が強圧的です。それほど長く拘束をするということ、もちろん自白は出るでしょうが、その自白が正確かどうか疑わしくなると思います。私は日本の刑事司法についてよく知りません。しかし、伺った範囲では、なぜそれほど長く拘束しなければいけないのか、理由が分かりません。また検察の仕事が拘留期間が短いとできないという理由もわかりません。やはり証拠としてはオーストラリア、イングランドの例を見ると、拘留期間が短い中でもうまくいっている。ですから日本でもできるのではないか。それが仕事ができない理由にはならないと思います。

デラハンティ 国による違いがあります。どのぐらい拘留できるかというのは、私の研究によっても違うんですが、取り調べの時間もそれによって変わってきます。オーストラリアでは4時間のリミットがあります。そして、当初取り調べが4時間以内で終わっていることが分かりましたので、効果があるんです。警察の方もより効果的に使える時間を使おうということになると思います。もう一つ申し上げたい、先ほどの質問に対して申し上げたいのは、最近の事象的な研究によりますと、『Rule and Behavior』という英国誌の最新号によりますと、そのような情報が出ていました。今ディクソン先生が仰ったとおりです。心理学的にプレッシャーを受けているということ、拘留期間が長くなるとなんでも言ってしまうということでした。従ってインセンティブを変えて、被疑者は質問が多い方がいいのか、拘留期間が長い方がいいのかというと、それだったら自白をしてしまおうと。従って司法的なプロセスがどちらに進んでも被疑者にとってマイナスであると思います。

司会ではもうひと方受け付けたいと思います。

Q3 私は法学には素人の自然科学の方で機械科学をやっています立命館大学の非常勤のOと申します。全くの素人の質問なんですが、どの先生だったかな。デラハンティ先生に教えてほしいんですが、日本の場合、秘密保護法とか色んなことが提案されているんですが、特にテロの場合、オーストラリアにはそんな法律があるのかどうか。もしあれでしたら教えていただけると非常にありがたい。いわゆるまだ未遂なんですね。こんなことをしましょうと相談しただけでもダメだし、相手から収集するのもダメ、色んなところに縛りが出てくるんじゃないかなと思うんですね。もしあれば。

デラハンティ 日本だけではありません。そのような法案が考えられているのは、日本だけではありません。オーストラリアでも議論になるケースがありました。これは、いわゆる共謀と談義をしただけで有罪になりそうなケースがありました。これはオーストラリアのような状態になってはいけないと思います。オーストラリアでは非常に強力なテロ防止法というのがあり、今おっしゃったようなケースがあります。さらに報道に制約がかかり非常に厳しく制限されています。とにかくテロの被疑者を拘留するということになれば、非常に精神的に問題視されることになり、何らかのテロに対する問題については、オーストラリアの政府はどんどん法制化しようとし、まだ運用されていないものが多いんですが、しかしながら、ますます反テロ法を策定していますが、これは正しい方向ではないと思っています。

司会 ちょうどここで時間になりましたので、午前の部を終了させていただき たいと思います。どうぞスピーカー、コメンテーターの方に拍手をお願いしま す。一時間後の一時半より第二部を開始したいと思います。